

実施契約書(案) 新旧対照表

No.	頁	条	1	(1)	ア	項目等	修正前	修正後
1	66		2	(2)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価前払金＋運営権対価分割金）の場合】 2. 運営権対価分割金 (2) 支払方法及び支払手続	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、運営権対価前払金とともに支払うものとする。	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の最終の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、運営権対価前払金とともに支払うものとする。
2	66					別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価前払金＋運営権対価分割金）の場合】 脚注10	10 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、各運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。	10 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。
3	67		1	(2)		別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価分割金のみ）の場合】 1. 運営権対価分割金 (2) 支払方法及び支払手続	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の初日の直前の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、初回における運営権対価分割金とともに支払うものとする。	市は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、市に対して、事業期間にわたり、各事業年度の最終の営業日までに、当該事業年度に係る運営権対価分割金を、市が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、全事業年度に係る運営権対価分割金に係る消費税及び地方消費税相当額については、初回における運営権対価分割金とともに支払うものとする。
4	67					別紙4 運営権対価の支払方法 【分割払い（運営権対価分割金のみ）の場合】 脚注12	12 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、各運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。	12 当該利息は、運営開始日（同日を含む。）から、運営権の存続期間の満了日（同日を含む。）又は（当該満了日が3月末日でない場合には）その直後に到来する3月末日（同日を含む。）まで発生し、年365日の日割計算で算出され、該当する期ごとに後払いで支払う。なお、支払日が金融機関の休日に該当する場合には、直前の営業日を支払日とする。